



2024年3月15日

各位

会社名 株式会社ブロードバンドセキュリティ  
代表者名 代表取締役社長 滝澤貴志  
(コード：4398 東証スタンダード)  
問合せ先 管理本部 経営企画部長 高田宜史  
(TEL 03-5338-7430)

### 株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社成長戦略の一つである「成長のための人的資本への積極投資」の一環として、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本制度に関して、みずほ信託銀行株式会社と信託契約（契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を締結いたします。

本制度の導入により、従業員は当社の企業価値向上と連動した資産形成が可能となり、キャリア形成のための安定した環境を得ることができます。また、経営ビジョンの実現に向けて、その成果に応じた報酬の一つとすることで、従業員のさらなるチャレンジと目標達成に向けたコミットメントを引き出すことが可能になると考えております。当社はセキュリティサービス事業者として、「人的資本の拡充」こそが価値創造の源泉であると捉え、人への投資を通じて持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

### 記

#### 1. 導入の背景

当社は「便利で安全なネットワーク社会を創造する」というビジョンの実現を通じて、社会に貢献することを存在意義として事業活動を行っております。東京証券取引所に2018年に上場して以来、収益の安定を主眼とした経営を進めてまいりましたが、新たな成長のための十分な収益基盤が確立できたと判断し、2024年2月13日に経営ビジョン「Vision 2030」を発表いたしました。これは、2030年を「AIの利用が本格的に人類の生活を変え始める年」と位置付け、「AI時代に向けた新たなセキュリティの脅威」に対抗することで、便利で安全にAIを利用できる社会を目指すものです。

さらに、この「Vision 2030」を実現するため方策として、成長戦略「Action 2024」を定めました。「新規事業への参入と収益化」や「既存事業の継続的拡大と利益率向上」といった収益の増加を目指す戦略はもちろんです。それを実現するための重要戦略として掲げたのが「成長のための人的資本への積極的投資」です。本制度はこの戦略に基づいて、導入を決定いたしました。

「Vision 2030」で謳う「AI時代に向けた新たなセキュリティの脅威」からお客様のセキュリティを守るためには、高付加価値のセキュリティサービスの開発や提供が必要です。それはすべて、当

社従業員の知識や経験の集合としての人的資本から生まれるものであります。従って、当社の成長を牽引するのは人的資本を持ってほかになく、従業員のさらなるチャレンジと目標達成に向けたコミットメントを引き出すことこそが、企業価値向上の最善の手段であると考えております。

当社は人財戦略策定方針として、①優秀な社員を採用しキャリア形成のための安定した環境を提供すること、②等しく教育の機会を与え成長を支援すること、③成果には応分な報酬を与えること、を定めておりますが、本制度の導入はこの方針に沿ったものであり、当社の「人的資本の拡充」に大きく寄与するものと確信しております。

以上、当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現させるために必要な「人的資本の拡充」を目的に、従業員向けのインセンティブプランとして、本制度を導入することといたしました。

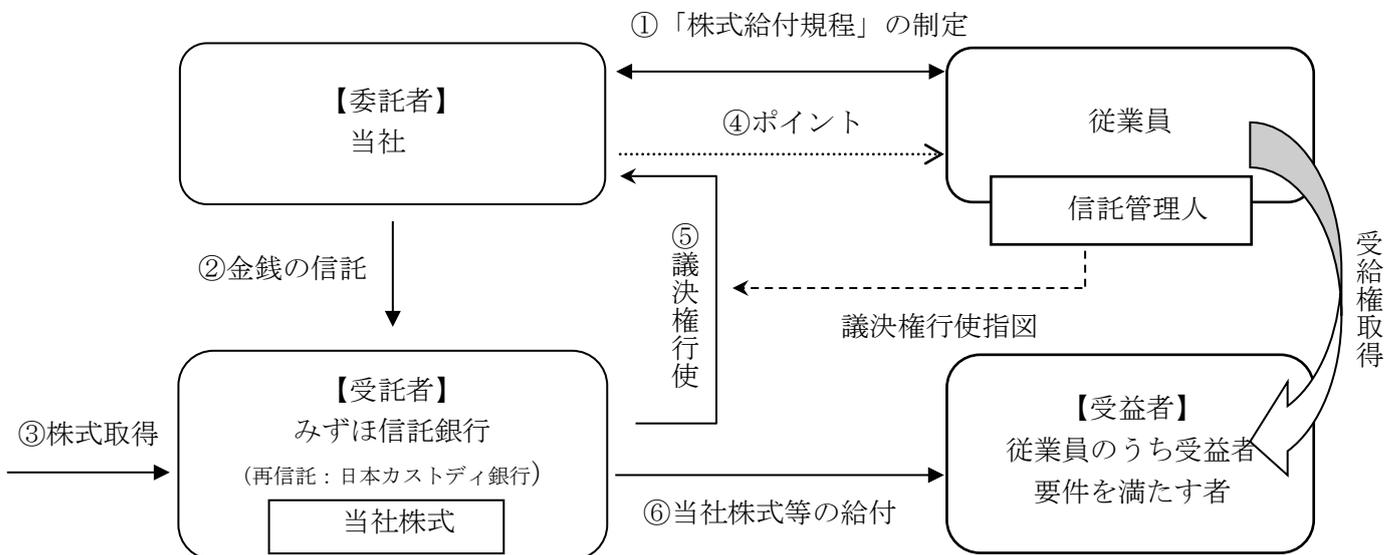
## 2. 本制度の概要

本制度は、米国のESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し職位や個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

なお、本制度における信託の設定時期、金額等につきましては決定次第改めてお知らせいたします。

### 【本制度の仕組み】



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、従業員のうち「株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、従業員が「株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以 上